

京都市人権啓発活動補助金交付規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月25日

京都市長 門川大作

京都市規則第 73号

京都市人権啓発活動補助金交付規則の一部を改正する規則

京都市人権啓発活動補助金交付規則の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「1,000,000円」を「800,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に京都市補助金等の交付等に関する条例第10条第1項の規定により交付する旨を決定した補助金については、なお従前の例による。

(文化市民局共生社会推進室)